

# 大分県報

令和七年  
第五七八号  
一月二十八日

（火曜日）

## 目次

### 告示

- 生活保護法等による医療機関の指定……………一
- 指定居宅サービス事業者の指定の取消し（二件）……………二
- 青少年に有害な興行の指定……………三
- 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置の許可申請……………三
- 土地改良法による換地処分（二件）……………四
- 道路区域の変更（四件）……………四
- 道路の供用開始（三件）……………五
- 兼用工作物の管理の方法……………六
- 開発行為の完了……………六

### 告示

#### 大分県告示第二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和七年一月二十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

医療機関の名称

開設者の氏名

所在地

指定年月日

山内内科医院	医療法人順橙会	中津市大貞二五二一	令六・一〇・一六
福田内科医院	医療法人福田会	別府市石垣東三丁目四番二二	令六・一二・一
千馬内科医院	医療法人千馬内科医院	別府市楠町二番一七	令六・一二・一
大分先端画像診断センター	医療法人ODI	別府市大字北石垣八一一番地の五	令六・一二・一
木戸耳鼻咽喉科クリニック	医療法人恵仁会	中津市大字永添三七五番地の一	令六・一二・一
医療法人恒心会 膳所医院	医療法人恒心会	日田市本町八番三二	令六・一二・一
津久見中央病院 へき地巡回診療所	一般社団法人津久見市医師会	津久見市大字千怒六〇一一番地	令六・一二・一
玄々堂整形外科	医療法人玄々堂	宇佐市大字石田字瓦塚三三番の二	令六・一二・一
宇佐矯正歯科クリニック	医療法人宇佐矯正歯科クリニック	宇佐市大字辛島字屋敷一六七	令六・一二・一
藤本調剤薬局沖代店	有限会社藤本調剤薬局	中津市沖代町二丁目一九番二	令六・一二・一
株式会社喜久屋 薬局玉川店	株式会社喜久屋 薬局	日田市大字十二町五九八一	令六・一二・一
三栄薬局咸宜店	有限会社三栄	日田市淡窓二丁目四番三四	令六・一二・一〇
かすが薬局	株式会社かすが 薬局	玖珠郡玖珠町大字帆足二五八番地一二	令六・一二・一
ワタナベ薬局福島店	株式会社ワタナベ	中津市福島一〇五六番地二	令六・一二・一
トヨミ薬局宮夫店	株式会社ウイーズ	中津市宮夫四一	令六・一一・一
ワタナベ薬局江須賀店	株式会社ワタナベ	宇佐市江須賀四〇四〇番地の七	令六・一一・一
訪問看護ステーションふじみ	医療法人博愛会（社団）	別府市北のヶ浜町五番一九	令六・六・一
津久見市医師会	一般社団法人津		

令和七年一月二十八日

大分県報（告示）

立津久見中央病院	久見市医師会	津久見市大字千怒六〇一一番地	令 四・八・一
----------	--------	----------------	---------

大分県告示第二十八号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第七十七条第一項の規定により、次の事業者について指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。

令和七年一月二十八日

- 一 処分をした年月日  
令和七年一月十五日
- 二 処分を受けた事業者の名称等

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
グッド・アシスト ト有限会社	佐伯市鶴望字中ノ原三 五一〇番二一	万葉訪問介護ス テーション	佐伯市野岡町一―一― 二四野岡ハイツ二二二 号	訪問介護

三 処分の内容

平成二十八年九月二十九日付け指令高齢福祉第八十二号で指定した居宅サービス事業所について、指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。

令和七年二月十五日

- 四 指定取消年月日
- 五 処分の理由

1 指定訪問介護に要した費用について、居宅介護サービス費を不正に請求していた事実が確認されたため。

2 不正の手段により法第四十一条第一項本文の指定を受けたため。

大分県告示第二十九号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第七十七条第一項の規定により、次の事業者について指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。

令和七年一月二十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 処分をした年月日  
令和七年一月十五日
- 二 処分を受けた事業者の名称等

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
株式会社ベスト プレイス	佐伯市長島町三―一― 一―一三	ベストプレイス 訪問介護ステ― ーション	佐伯市長島町三―一― 一―一三	訪問介護

三 処分の内容

平成二十五年三月二十六日付け指令高齢福祉第九十九号で指定した居宅サービス事業所について、指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。

令和七年二月十五日

- 四 指定取消年月日
- 五 処分の理由

1 指定訪問介護に要した費用について、居宅介護サービス費を不正に請求していた事実が確認されたため。

2 不正の手段により法第四十一条第一項本文の指定を受けたため。

大分県告示第三十号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十一年大分県条例第四十号)第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和七年一月二十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
令七・ 一・八	映画	職場秘汁 魔性の指使い	オービー映画	著しく青少年 の性的感情を刺 激し、その健全 な育成を害する おそれがある。
〃	〃	不倫旅 さいはての欲情	新東宝映画	

大分県告示第三十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。  
 なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。  
 令和七年一月二十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 申請の概要  
 1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名  
 大分市大字旦野原七百番地  
 国立大学法人 大分大学  
 学長 北野 正剛

2 特定事業場の所在地及び名称  
 由布市挾間町医大ヶ丘一丁目一番地  
 大分大学挾間キャンパス

3 設置される特定施設の種類  
 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十一号の二イ 洗浄施設

種 類	洗 浄 施 設	
	①	②
能力	〇・〇二㎡ 一基	〇・〇七㎡ 二基
工事着手予定年月日	① 令七・三・一八	② 令七・三・一八
工事完成予定年月日	① 令七・三・二四	② 令七・三・二四
使用開始予定年月日	① 令七・三・二七	② 令七・三・二七
使用時間	間欠	
一日当たりの使用時間	八時間	

使用の季節的変動 なし

汚水等の一日当たりの量  
 ②は、二基分の水量を記載  

項目	単位	①	②
通常の値	㎡/日	〇・〇二	〇・一四
最大の値	㎡/日	〇・〇三	〇・一八

汚水等の状態の値	項目	単位	排水口A	
			通常の値	最大の値
水素イオン濃度	mg/L	六〇	六〇	六〇
生物化学的酸素要求量	mg/L	一〇〇	一〇〇	一〇〇
浮遊物質	mg/L	六〇	六〇	八〇
窒素含有量	mg/L	五	五	七
りん含有量	mg/L	三	三	五

4 汚水等の処理の方法  
 設置される特定施設から排出される汚水は、全て公共下水道へ放流する。

5 排出水の量及び汚染状態の値  

項目	単位	通常の値	最大の値
一日当たりの排出水量	㎡/日	二三五・二	三〇八・七

汚水等の状態の値	項目	単位	排水口A	
			通常の値	最大の値
水素イオン濃度	mg/L	六・一〇六・五	六・一〇六・五	
生物化学的酸素要求量	mg/L	一・二五	二・五	
化学的酸素要求量	mg/L	三	六	
浮遊物質	mg/L	〇	〇	
窒素含有量	mg/L	一・六二五	三・二五	
りん含有量	mg/L	〇・六二五	一・二五	

その他参考となるべき事項  
 公共用水域への排出は逆浸透膜設備の濃縮排水のみ

1 縦覧期間  
 令和七年一月二十八日から同年二月十八日まで

2 縦覧場所

令和七年一月二十八日

大分県報（告示）

大分県生活環境部環境保全課及び由布市役所

大分県告示第三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、国営緊急農地再編整備事業駅館川地区古川工区の換地処分をした。

令和七年一月二十八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県告示第三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、国営緊急農地再編整備事業駅館川地区塔尾一工区の換地処分をした。

令和七年一月二十八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県告示第三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和七年一月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年一月二十八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
一般国道五〇二号	白杵市野津町大字西畑字神平六五四番一から 白杵市野津町大字西畑字神平六七五番一七まで	前	メートル 二四・三 一〇・八	メートル 五〇・〇
	白杵市野津町大字西畑字神平六五四番一から 白杵市野津町大字西畑字神平七〇七番三まで	後	七四・一 一〇・八	五〇・〇

大分県告示第三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和七年一月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年一月二十八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長	備考
県道津久見野津線	白杵市大字東神野字清水一四四七番一から 白杵市大字東神野字神ノ前三四四八番二まで	前	メートル 一二・八 三・九	メートル 一、八四四・六	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後	A 一二・八 三・九	一、八四四・六	
			B 四二・八 六・四	一、六四〇・〇	

大分県告示第三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和七年一月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年一月二十八日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長

一般国道二 一七号		白杵市大字福良字稗尻一九〇四 番一・二から 白杵市大字福良字稗尻一九〇七 番七まで		前	後	メートル 二七・六 一六・八	メートル 五五・一
--------------	--	--	--	---	---	----------------------	--------------

大分県告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
その関係図面は、令和七年一月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和七年一月二十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延長
県道佐伯津 久見線	佐伯市弥生大字床木字横谷二五 〇六番四から 佐伯市弥生大字床木字横谷二五 〇八番三まで	前	メートル 一四・〇 一・二・八	メートル 二〇・〇
		後	メートル 一四・二 一・二・八	メートル 二〇・〇

大分県告示第三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、令和七年一月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置

道路の種類及び路線名		供用開始区間	供用開始年月日
一般国道五〇二号		白杵市野津町大字西畑字神平六五四番一から 白杵市野津町大字西畑字神平七〇七番三まで	令七・一・二八

大分県告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、令和七年一月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和七年一月二十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道津久見野津線	白杵市大字東神野字清水一四四七番一から 白杵市大字東神野字神ノ前三四四八番二まで	令七・一・二八

大分県告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、令和七年一月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和七年一月二十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
------------	--------	---------

県道佐伯津久見線

佐伯市弥生大字床木字日詰二五九二番二から  
佐伯市弥生大字床木字横谷二五〇八番三まで

令七・一・二八

大分県告示第四十一号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定により、次のとおり河川管理用道路及び堤防と道路とに係る兼用工作物の管理の方法を定めた。

令和七年一月二十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 河川の名称

大野川水系玉来川

二 河川管理施設の名称又は種類

河川管理用道路及び玉来ダム堤防の一部

三 河川管理施設の位置

竹田市大字志土知字村崎二〇一二番四から竹田市大字川床字仏蔵一七九〇番二まで

四 管理を行う者の住所及び名称

竹田市大字会々一六五〇番地

道路管理者 竹田市長 土居 昌弘

五 管理の内容

1 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

2 路肩に接する法面で、切土のり尻から斜長二メートル、盛土のり肩から斜長一メートルまでの範囲内にあるものについての維持

3 原則として道路専用施設に係る災害復旧管理の期間

令和七年一月二十八日から道路の存続する日まで

○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の

開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和七年一月二十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 開発区域に含まれる地域の名称

中津市大字大悟法字小野間八百二十九番一ほか十四筆及び八百二十九番一ほか三筆の各地先里道

二 開発区域の面積

三千七百二十六・二七平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

宇佐市大字江須賀四千五十番一

有限会社エースコンサル 代表取締役 吉富 高広

四 完了検査年月日

令和七年一月八日